

危険物保安関係	
・保安四法の国際整合化及びより一層の合理化	146
・重複規制の排除	147
・石油コンビナート地域に対する配置規制の合理化	148
・保安四法の性能規定化の促進	149
・石油コンビナート等災害防止法のレイアウト規制に係る不合理・不公平項目の撤廃	150
・自衛防災組織の共同化	151
・異常現象の通報義務	152
・不動産証券化における管理権原者等の判定及び防火管理者の届出義務	153
・各法認定制度の整合化（自主検査の導入）	154
・各法認定制度の合理化及び見直し	155
・自主検査の範囲の拡大	156
・検査手法への性能規定の導入	157
・軽微な変更の対象拡大	158
・20号タンクに係る技術基準の撤廃	159
・技術基準適合性審査における民間機関の活用	160
・移動タンク貯蔵所の基準緩和（ローリー車の間仕切板、防波板の廃止）	161
・軽微な変更の対象拡大	162
・手続期間の合理化	163
・各種申請手数料の納付方法の改善	164
・認定事業所における危険物取扱者及び保安係員等講習の免除	165
・使用停止命令の解除	166
・引火性液体危険物の定義の見直し	167
・高圧ガスと危険物の混載禁止規定の緩和（毒性高圧ガス）	168
・高圧ガスと危険物の混載禁止規定の緩和（有機金属類）	169
・危険物製造所と高圧ガス設備との保安距離規制の緩和	170
・IH調理器の定格消費電力規制の拡大	171
・調理用電気熱源の設置に関する規制の見直し	172
・燃料電池の消防設備に係る非常電源としての使用	173
・危険物輸送（タンクローリー）時の2人乗車規制の撤廃	174
・危険物貯蔵における容器（中型容器IBCsを含む）の積み重ね高さ規制の緩和	175
・タンクコンテナの運用開始手続きの緩和措置の徹底	176
・引火性液体の等級分類の緩和	177
・危険物製造所の緩和及び危険物製造所と危険物一般取扱所との保安距離規制の緩和	178
・危険物諸設備の保安検査の緩和、自主保安認定の拡大	179
・必置資格等制度についての見直しについて（危険物取扱者）	180
・防火管理者講習の合理化	181
・火災予防条例の統一化（火災予防条例等による自衛消防隊員義務講習）	182
・工場についての操作盤設置規定の適用除外	183

・ 消防用機械器具等における性能規定の導入	184
・ 消防計画の様式の統一化	185
・ 既存ガソリンスタンドのセルフ化に係る規制緩和	186
その他	
・ 郵便事業への民間参入の速やかな実現	187
・ パブリック・コメント手続に関するセントラル・レジストリの設立	188
・ パブリック・コメント手続の意見募集期間の延長	189
・ パブリック・コメント手続以外の非公式な相談の禁止	190
・ パブリック・コメント手続の適用の有無に関する苦情の検証	191
・ 特殊法人等による規制措置に係るパブリック・コメント手続の適用	192
・ パブリック・コメント手続の実施状況の監視	193
・ パブリック・コメント手続に関する研究会の設置	194
・ 事業遮断対等へのパブリック・コメント手続の義務付け	195
・ 行政指導の使用の削減	196
・ 行政指導の書面交付義務	197
・ パブリック・コメント手続における意見の反映	198
・ パブリック・コメントの公表	199
・ ノーアクション・レター手続の実施状況の監視	200
・ ノーアクション・レターへの法的拘束力の付与	201
・ ノーアクション・レターの公表	202
・ ノーアクション・レターに係る異議申立て	203
・ 透明性及びその他の政府慣行（郵便金融機関）	204
・ 法人都道府県民税及び法人市町村民税の均等割の抜本的見直し	205
・ 納税事務手続の簡素化	206
・ N H K の組織形態、N H K の子会社等の整理統合	207

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油化学工業会	
項目	保安四法の国際整合化及びより一層の合理化			
意見・要望等の内容	<p>以下の事項を中心にして、わが国の保安法の全体像について大局的視点から法改正も視野に入れた検討を行う整合化委員会を発足させ、保安四法のより一層の合理化を進めるべきである。</p> <p>国際整合性のとれた保安四法の整理を図り、行政事務と事業者業務の合理化を推進する。</p> <p>申請の合理化を図り、官民のマンパワーの削減を図る。</p> <p>一層の自主管理を促進し、許認可制に基づく事前審査型から実行監視型の保安規制に移行する。</p>			
関係法令	高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法、石油コンビナート等災害防止法	共管	経済産業省 厚生労働省	
制度の概要	<p>消防法： 火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。</p> <p>石炭法： 石油コンビナートの災害の防止に関する他の法律と相まって、災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、国民の生命、身体及び財産を保護する。</p>			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画(改定)】 12(3)ア 保安四法関係</p> <p>平成12年11月に出された「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」の検討結果を踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 特定屋外タンク貯蔵所の定期保安検査及び定期点検(内部点検)の検査周期の設定に、余寿命予測に基づく手法の導入が可能なものについては、安全性を損なわないことを前提に具体的な基準の検討を行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>b 消防法に基づく危険物施設の検査主体について、危険物の保安の確保上問題がない範囲内で、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法の検査機関のうち消防庁が定める基準を満たすものを、市町村長等から委託を受けて消防法に基づく危険物施設の検査に係る技術的な審査を行う機関として明示する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを 含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期：平成12年11月)				
(説明) 保安四法については、規制緩和推進3か年計画等を踏まえ、保安四法の更なる合理化・整合化を図るため、平成11年5月から学識経験者、関係業界、行政機関等から構成される「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」において検討し、平成12年11月に最終報告をとりまとめた。 同報告を踏まえて、申請書類の共通化等の様々な措置を講じ、また、検討しているところである。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室・消防庁特殊災害室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	重複規制の排除			
意見・要望等の内容	石油精製、石油化学の装置を構成している機器はほとんどが気液混合の状態であるため消防法と高圧ガス保安法あるいは労働安全衛生法とが厳密に複数適用されており、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等が2重になっていることから、圧力タンク等については、何れか一つの法令で許可を受けられるようにしてほしい。			
関係法令	高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法	共管	厚生労働省、経済産業省	
制度の概要	<p>圧力タンクを含む液体危険物タンクについては、完成検査前検査(水圧試験等)が実施され、当該完成検査前検査を実施した事項については完成検査が免除されている(消防法第11条の2、危険物の規制に関する政令第8条の2)。</p> <p>当該液体危険物タンクが、高圧ガス保安法における特定設備検査に合格したものである場合及び労働安全衛生法におけるボイラー、第一種圧力容器等に係る検査に合格したものである場合は、消防法の完成検査前検査が不要となる。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>消防法第11条の2により、液体危険物タンクの完成検査については、完成検査前検査(水張試験、水圧試験等)が実施された部分については不要とされており、危険物の規制に関する政令第8条の2により、当該完成検査前検査については、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法に基づく検査により一定の基準を満たすことが確認されているものについては不要とされている。</p> <p>「保安四法共管競合事項等改善措置」の実施について(昭和61年12月26日付け消防危第122号)により、高圧ガス保安法上の高圧ガス設備に該当するもの及び労働安全衛生法の適用がある第1種圧力容器に該当するものの構造基準に係る検査については、消防法の完成検査において、他法令の検査結果を活用することとされている。具体的には、前者については「製造施設完成検査証」の確認により、後者については「刻印」等により確認することとされている。</p> <p>及びより、圧力タンク等に係る重複調整については、所要の措置がなされているものである。</p> <p>また、法の目的、許可等における確認の観点が異なることから、一つの法令で受けた許可を自動的に他法令の許可とすることは困難である。</p>				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油化学工業協会	
項目	石油コンビナート地域に対する配置規制の合理化			
意見・要望等の内容	石油コンビナート等災害防止法によるレイアウト規制の適用を受けるコンビナート事業所に対して、消防法に基づく配置規制を次のとおり合理化すべき。 危険物施設と高圧ガス製造・貯蔵施設との間の保安距離規制の撤廃 日常点検や緊急時対応について相互に連携している複数のコンビナート事業所間の連絡配管類は、移送取扱所の対象外とする。			
関係法令	高圧ガス保安法、コンビナート保安規則、消防法(第10条)、危険物の規制に関する政令	共管	経済産業省	
制度の概要	危険物の製造所等の一部のものについては、高圧ガス施設のうち一定のものから所定の距離を保つこととされている(危険物の規制に関する政令第9条等)。 配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備(危険物を運搬する船舶からの陸上への危険物の移送については、配管及びこれに附属する設備)によって危険物の移送の取扱いを行う取扱所は移送取扱所として規制されている(危険物の規制に関する政令第3条)。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定)	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(実施(予定)時期:平成13年3月)				
(説明) 高圧ガス施設との保安距離の規定については、保安の観点から撤廃することはできない。なお、当該施設との位置関係等から安全上支障がないと判断できる場合には、緩和することが可能であることを通知した(平成13年3月29日危険物保安室長通知)。 複数のコンビナート事業所間の連絡配管類は、保安の観点から移送取扱所の対象外とすることはできない。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油化学工業協会	
項目	保安四法の性能規定化の促進			
意見・要望等の内容	<p>消防法の危険物規制の性能規定化を行い、特に20号タンクについて、屋外貯蔵施設基準ではなく、新たに製造設備の一部としての性能規定に委ねる。</p> <p>石災法の消防資機材に関する基準を性能規定化し、現行の検定制度の合理化(個別検定から製法認定へ)を促進する。</p>			
関係法令	高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法、石油コンビナート等災害防止法	共管	厚生労働省、経済産業省	
制度の概要	<p>危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所は、消防法令の位置、構造及び設備の技術上の基準に従う必要がある。</p> <p>特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に防災資機材を備え付けなければならない。</p>			
計画等における記載の状況	<p>12(3)オ 消防法関係 c 危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、結論を得る。</p> <p>12(3)カ その他 石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所(一定量以上の危険物等を貯蔵又は取扱う事業所)に備え付けなければならないこととされている防災資機材(化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船等)については、政令においてその具体的な仕様が規定されているが、この基準について随時必要に応じた見直しを行う等により、必要な防災能力を確保しつつ可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定)	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(実施(予定)時期:)				
<p>(説明)</p> <p>平成13年度から、危険物規制に関する技術基準に係る性能規定化について検討を進めているところである。</p> <p>自衛防災組織が備え付けるべき防災資機材等については、政令においてその性能の基準を個別に定めているが、当該資機材等に係る検定は行っていない。なお、石災法に係る防災資機材については、近年の機能の高度化や多様化を踏まえ、順次、新規のものについて導入を図っているところであり、新技術等が確認された場合には、今後とも必要な措置を講じ、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止を図る考えである。</p>				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室、消防庁特殊災害室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会、(社)日本化学工業協会、石油化学工業協会	
項目	石油コンビナート等災害防止法のレイアウト規制に係る不合理・不公平項目の撤廃			
意見・要望等の内容	<p>複数の施設区分が同一施設地区に混在する場合の面積制限について、各施設合計500m²以内の行政運用(指導)を撤廃する。</p> <p>製造施設地区を2種類(大規模と小規模(例えばファイン関連製造施設))に分け、小規模製造施設地区は、貯槽・用役・入出荷施設が混在してよく、またセットバックは不要、特定通路は周囲の1/2あれば可とする。</p> <p>敷地面積の大きさに応じた「50万m²以上、100万m²未満」及び「100万m²以上」の分割通路を設置する条項を削除する。</p> <p>レイアウト規制の対象を例えば、それぞれの量を規定量で除した値のいずれかが0.5未満の場合は、対象外とする。</p>			
関係法令	石油コンビナート等災害防止法	共管	経済産業省	
制度の概要	石油コンビナート等災害防止法のレイアウト規制は、事故が発生した場合の周辺住民等への影響を少なくするとともに、危険度の異なる施設を分類することにより石油と高圧ガスを併せて大量に取り扱う事業所における安全の確保と消火活動を効率的に行うことを目的に、製造、貯蔵施設地区等の面積の基準、施設地区の配置の基準、特定通路の幅員等を規定している。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>石油コンビナート等災害防止法のレイアウト規制は、石油と高圧ガスを共に扱う事業所に適用するものである。これは、各種の装置が複雑に入り組んでおり、災害発生及び災害の拡大の危険性が大きいことによるもので、レイアウト規制により、周辺住民等への影響を少なくするとともに、危険度の異なる施設を分類することにより、当該事業所の安全の確保と当該事業所における消火活動を効率的に実施することを目的として実施しているものである。</p> <p>混在に係る500m²を撤廃し、製造施設地区を大小に分け、小規模の規制を緩和して、これ以上の混在を行い、セットバックの廃止及び特定通路の条件緩和をすることは、石油コンビナート等災害防止法のレイアウト規制の目的に反することから実施は困難である。</p> <p>事業所の面積に応じて幹線通路を設置しているのは、面積が大きくなるほど取り扱う石油、高圧ガスの量が増大し、事業所内の災害拡大危険性が大きくなるため、直接公共道路に接続する幹線通路を設置させることにより、消防車両の通行及び活動を容易にすることを目的としているものである。</p> <p>幹線通路及び特定通路は、それぞれ安全を図るために必要な措置であることから撤廃することはできない。</p> <p>石油コンビナート等災害防止法の目的に反することから、対象外とすることはできない。</p>				
担当局課室等名	消防庁防災課特殊災害室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会、石油化学工業協会	
項目	自衛防災組織の共同化			
意見・要望等の内容	自衛防災組織に係る組織・要員及び防災資機材の共同運用を認める「共同自衛防災（仮称）」制度を設ける。 その構成事業所は、初期消火活動に支障がないと判断された範囲内の特定事業所に限定し、その防災資機材も防災戦術上効果的な場所に配置するものとする。			
関係法令	石油コンビナート等災害防止法	共管	経済産業省	
制度の概要	特定事業所は、自衛防災組織を置き、災害の発生又は拡大を防止するための必要な職務を行わなければならない。 特別防災区域に所在する特定事業所は共同して、自衛防災組織の業務の一部を行わせるために共同防災組織を設置することができる。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	その他
(説明) 自衛防災組織の共同運用については、共同防災組織によりその目的が達成されているものである。				
担当局課室等名	消防庁防災課特殊災害室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	異常現象の通報義務			
意見・要望等の内容	通報すべき異常現象についてET(イベントトリーアナリシス)等のリスクマネジメント手法を用いて官民合同で解析評価を行い、潜在危険性を見極めるため危険度レベルに応じた合理的な運用を図っていただきたい。			
関係法令	石油コンビナート等災害防止法	共管	経済産業省	
制度の概要	特定事業所の責任者は、出火・石油等の漏洩その他異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を消防署又は市町村長の指定する場所に通報しなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 異常現象の要件は、災害の拡大を防止するという観点から行政機関が定める性質のものである。 異常現象の通報については、法第23条に基づく迅速かつ適確な通報を徹底するため、昭和59年7月13日付け「異常現象の範囲について」において、災害の拡大を防止する観点から異常現象を具体的に定め、通報すべき異常現象の判断基準を明確にしている。				
担当局課室等名	消防庁防災課特殊災害室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会、オリックス株式会社、(社)リース事業協会	
項目	不動産証券化における管理権原者等の判定及び防火管理者の届出義務			
意見・要望等の内容	不動産証券化において、防火対象物が特別法人等に所有される場合、管理権原者となった当該特別法人等の役員等が、自ら防火管理者も兼ね、届出を行わなければならないが、当該防火対象物の運営又は管理を受託している者を管理権原者及び防火管理者としてほしい。			
関係法令	消防法第8条	共管	なし	
制度の概要	消防法第8条において、一定規模以上の防火対象物の管理権原者は、防火管理者を選任し所轄消防長に届出た上で、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を行わせなければならないとされている。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期:)			
<p>(説明)</p> <p>消防法第8条においては、権原を有する者が防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行わせることを求めている。この管理権原者は実態に着目しており、所有者であることをもって判断しているわけではない。</p> <p>また、現状においても当該防火対象物の管理権原が、別の者に委ねられていることが契約等で明確になっていれば、その者が管理権原者であり、その者に防火管理者の選任及び届出の義務が課せられることになる。</p>				
担当局課室等名	消防庁予防課			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油化学工業協会	
項目	各法認定制度の整合化(自主検査の導入)			
意見・要望等の内容	<p>危険物施設に関する認定事業所制度は、変更工事に係る完成検査において、事業者が検査した結果を活用して市町村長等が合否を判断する制度となっている。したがって、事業者が検査を完了しても市町村長等から交付される完成検査済書を得るまでは危険物施設を使用することができないことから、検査をした事業所自らが合否についても判断できる制度としてほしい。</p> <p>さらに、認定事業所制度による場合の完成検査手数料を減額してほしい。</p>			
関係法令	消防法(第11条の2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令	共管	厚生労働省、経済産業省	
制度の概要	<p>危険物施設に係る認定事業所制度は、石油コンビナート等特別防災区域内等の事業所のうち、市町村長等が、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所については、当該事業所が行う危険物施設の特定の変更工事に係る完成検査又は完成検査前検査について、当該市町村長等が当該事業所の自主検査結果を活用して、完成検査又は完成検査前検査を実施することができるものである。</p> <p>完成検査に係る手数料については、市町村等において、手数料条例により規定することとなっているが、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令」により標準手数料が示されている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>近年の危険物施設に係る事故件数の増加傾向を踏まえると、様々な段階でのよりきめ細やかな安全のチェックが不可欠である。完成検査前検査や完成検査もこの段階の1つであり、保安上の観点から、消防機関による確認が必要である。なお、完成検査済証の交付の手続については、迅速化を図っているところ。</p> <p>また、現時点では標準検査手数料の減額は予定していない。</p>				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油化学工業協会	
項目	各法認定制度の合理化及び見直し			
意見・要望等の内容	危険物施設に関する認定事業所制度は、変更工事に係る完成検査において、事業者が検査した結果を活用して市町村長等が合否を判断する制度となっている。認定対象範囲にタンク容量1万KL未満までの特定屋外貯蔵タンクを含めてほしい。			
関係法令	高圧ガス保安法、労働安全衛生法、 消防法(第11条の2)	共管	厚生労働省、経済産業省	
制度の概要	危険物施設に係る認定事業所制度は、石油コンビナート等特別防災区域内等の事業所のうち、市町村長等が、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所については、当該事業所が行う危険物施設の特定の変更工事に係る完成検査又は完成検査前検査について、当該市町村長等が当該事業所の自主検査結果を活用して、完成検査又は完成検査前検査を実施することができる制度である。対象となるタンクについては、タンク容量1,000KL未満のタンクとなっている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 近年の危険物施設に係る事故件数の増加傾向を踏まえると、様々な段階でのよりきめ細やかな安全のチェックが不可欠である。市町村長等が実施する完成検査前検査や完成検査の際に自主検査結果を活用することができるとしているものは、対象がタンク容量1,000kl未満のタンクに限られているが、保安の観点から、対象の拡大は困難である。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	自主検査の範囲の拡大			
意見・要望等の内容	<p>消防法に定める自主検査の範囲を拡大してほしい。</p> <p>自主完成検査の範囲はタンクについては容量制限(現行 1,000kl 未満のタンク)を撤廃してほしい。</p> <p>完成検査前検査の溶接検査、基礎地盤検査、水張り検査について自主検査の対象としてほしい。</p> <p>タンクの保安検査についても高圧ガス保安法同様自主検査制度を導入してほしい。</p>			
関係法令	消防法	共管	なし	
制度の概要	<p>消防法では、完成検査、完成検査前検査及び保安検査は、市町村長等が行うこととされている(第11条、第11条の2及び第14条の3)。</p> <p>このうち、特定の変更工事に係る完成検査又は完成検査前検査の実施方法については、当該市町村長等が当該事業所の自主検査結果を活用して、完成検査又は完成検査前検査を実施することができることとしている(平成11年危険物規制課長通知)。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(措置済 措置予定	(措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	<p>近年の危険物施設に係る事故件数の増加傾向を踏まえると、様々な段階でのよりきめ細やかな安全のチェックが不可欠である。市町村長等が実施する完成検査前検査や完成検査の際に自主検査結果を活用することができるとしているものは保安上の観点から特定の変更工事に限られていることから、対象工事の拡大は困難であり、自主検査の範囲の拡大は難しい。</p>			
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	検査手法への性能規定の導入			
意見・要望等の内容	検査手法について性能規定を導入し、一定の性能があれば公に認められる新技術の採用の仕組み作りをし、短期間で処理できるようにして頂きたい。			
関係法令	高圧ガス保安法、消防法	共管	経済産業省	
制度の概要	消防法では、屋外タンク貯蔵所等の完成検査前検査、完成検査及び保安検査について、一定の検査方法を規定している。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>これまでも、新たな技術を用いた検査手法については、安全性を確認した上で、認めてきたところである。しかしながら、新たな検査手法を導入する場合には、当該手法の導入によって安全性が損なわれることがないように、当該手法を適用する検査の目的を踏まえて、従来の方法と同等の有効性を有することを十分確認する必要がある。</p> <p>したがって、新たな原理、装置等を用いたものについて、安全性を確認するために一定の期間は要するものである。</p>				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	軽微な変更の対象拡大			
意見・要望等の内容	設備の維持のための補修と許可を要する補修とを明確に区分する抜本的な軽微な変更制度を導入してほしい。原状回復に必要な許認可手続きについては、簡素・合理化を図ってほしい。			
関係法令	石油コンビナート等災害防止法	共管	経済産業省	
制度の概要	第一種事業所のうち、石油と高圧ガスを共に扱う事業所の変更の届出等については石油コンビナート等災害防止法第7条により必要であるが、主務省令により災害復旧のため及び軽微なものである場合には、除かれている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	その他
(説明)	平成8年3月29日付け「新設等の計画の届出に係る審査事務の簡素合理化について」において、届出の必要な変更であるか否かについての判断基準を明確にしている。			
担当局課室等名	消防庁防災課特殊災害室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油化学工業協会	
項目	20号タンクに係る技術基準の撤廃			
意見・要望等の内容	製造所内にある20号タンクの場合、製造所全体として、漏油対策としてのスピロールの規制があるが、製造所内にある個々の20号タンクに防油堤の規制がある。20号タンクは、製造装置として取り扱うこととし、20号タンクに係る防油堤の規制を廃止してほしい。 また、特例により、20号タンクの防油堤高さを低くすることができる旨が通知されているが、特例によらず認められるようにしてほしい。			
関係法令	危険物の規制に関する政令	共管	なし	
制度の概要	製造所及び一般取扱所で危険物を取り扱うタンク(20号タンク)は、危険物の規制に関する政令第9条第1項第20号により位置、構造及び設備の基準が定められている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定)	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(実施(予定)時期:平成14年6月)				
<p>(説明)</p> <p>危険物を取り扱うタンク(20号タンク)のうち屋外に設置するものの周囲には、防油堤を設けることとされている(危険物の規制に関する政令第9条第1項第20号)が、漏えいを局限化することで火災の拡大防止を図る等の保安の観点から、この規定を廃止することはできない。</p> <p>防油堤の高さについては、屋外のタンクから漏えいした危険物の溢流防止の観点から0.5m以上とされている。20号タンクの周囲の状況から、溢流による防油堤外への危険物の流出のおそれが少ないと考えられる場合には、特例により当該タンクの20号防油堤の高さが緩和されている。また、高引火点危険物施設については、20号防油堤の高さ制限の規定を適用しないこととした(危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成13年10月1日総務省令第136号))。これ以上の規制の緩和は、保安上の観点から困難である。</p> <p>なお、防油堤の高さの緩和については、溢流による防油堤外への危険物の流出のおそれを勘案し、個別に緩和の可否を判断する必要があるため、特例によらず認めることは困難である。</p>				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	技術基準適合性審査における民間機関の活用			
意見・要望等の内容	危険物タンクの設計審査、完成検査前検査、耐震性に係る安全性評価および保安検査についても民間機関の活用をみとめてほしい。			
関係法令	消防法	共管	なし	
制度の概要	製造所等の設置及び設備の変更の際には、市町村長等の検査を受けなければならない(政令で定める特定屋外貯蔵タンクについては、定期的に保安検査も受けなければならない。)(第11条、14条の3)。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定)	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(実施(予定)時期:)				
(説明) 消防法上、市町村長等が民間機関を活用することが禁じられているものではない。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 (社)関西経済連合会 (社)日本化学工業協会 石油化学工業協会
項目	移動タンク貯蔵所の基準緩和(ローリー車の間仕切板、防波板の廃止)		
意見・要望等の内容	1室 4,000 リットル以下とする規制があり、かつ、積載率にかかわらず間仕切板、防波板の設置が義務づけられているので積載率が落ちるなど非効率的である。 化学品ローリー車の1室 4,000 リットル以下の規制、間仕切板、防波板の規制を撤廃してほしい。		
関係法令	消防法危険物の規制に関する政令(第15条1項の3並びに4) 消防法危険物の規制に関する規則(第24条の2の8)	共管	なし
制度の概要	移動タンク貯蔵所(タンクローリー車)のタンクは、1室 4,000 リットル以下とされ、かつ、車両走行時の液面揺動に帰因する車両の不安定性の防止のために、間仕切板、防波板の設置が義務づけられている。		
計画等における記載の状況	- 12 - (3) - オ 消防法関係 移動タンク貯蔵所(タンクローリー車)について、欧米の輸送実態の検証等を行い、積載物の種類や容量の制限、タンクの構造強化等により、安全性を損なわないことを条件に、間仕切及び防波板の設置義務の緩和・撤廃の可否について検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 移動タンク貯蔵所(タンクローリー車)の間仕切板及び防波板の設置の義務の緩和・撤廃について、過去の事故の形態、漏えい原因などの分析を踏まえ、移動タンク貯蔵所の構造及び設備の見直しを含めて安全面を十分に考慮して検討し、平成14年度中に結論を得ることとしている。			
担当局課室等名	消防庁危険物保安室		

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	軽微な変更の対象拡大			
意見・要望等の内容	設備の維持のための補修と許可を要する補修とを明確に区分する抜本的な軽微な変更制度を導入してほしい。原状回復に必要な許認可手続きについては、簡素・合理化を図ってほしい。			
関係法令	高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法、消防法	共管	経済産業省	
制度の概要	製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備を変更しようとする者は、市町村長等の許可を受けなければならない(消防法第11条)。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期:平成9年3月)				
<p>(説明)</p> <p>軽微な変更工事について、許可手続の簡素合理化を図った(平成9年3月26日付け危険物規制課長通知)。</p> <p>また、許可を要する変更工事であるか否かについての判断手続を明確にするとともに、許可を要しない工事の範囲を見直した(平成14年3月29日付け危険物保安室長通知)。</p>				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会
項目	手続期間の合理化		
意見・要望等の内容	石油コンビナート等災害防止法の不指示期間に関係なく、個別法の審査を同時並行して進め、不指示の通知が出た段階で速やかに許可して欲しい。		
関係法令	石油コンビナート等災害防止法、消防法、 高圧ガス保安法	共管	経済産業省
制度の概要	石油コンビナート等災害防止法第9条により指示期間の満了等に係る日までは消防法及び高圧ガス保安法に係る許可をしてはならない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 石油コンビナート等災害防止法第9条の対象は、審査ではなく許可である。 なお、この旨を明確化し、周知を図った(平成14年3月27日付け危険物保安室長、特殊災害室長、経済産業省保安課長通知)。			
担当局課室等名	消防庁危険物保安室、防災課特殊災害室		

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	各種申請手数料の納付方法の改善			
意見・要望等の内容	申請手数料は、現金を都道府県、消防署に持参して証紙に換え、納付しているところもあり、銀行等への振り込み方式又は口座引き落とし方式を導入すべき。			
関係法令	高圧ガス保安法、労働安全衛生法、石油コンビナート等災害防止法、消防法	共管	経済産業省、厚生労働省	
制度の概要	消防法では、許可、検査を受けようとする者は政令で定める額の手数料を納めることとされている(第16条の4)。また、石油コンビナート等災害防止法第45条により、新設又は変更のための工事が完了し、確認検査を受けようとする者は、手数料を納めることとされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定)	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(実施(予定)時期:)				
(説明) 消防法令、石油コンビナート等災害防止法令では、都道府県及び消防署への納付方法について規定していない。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室・消防庁防災課特殊災害室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油化学工業会	
項目	認定事業所における危険物取扱者及び保安係員等講習の免除			
意見・要望等の内容	危険物取扱者の保安講習について、総合的な教育体制を有し自主検査認定を受けた事業所は免除する。			
関係法令	高圧ガス保安法、消防法(第13条の23)、危険物の規制に関する規則(第58条の14)	共管	経済産業省	
制度の概要	製造所等において危険物取扱の作業に従事する危険物取扱者は、3年ごとに保安講習を受けることとされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期:)				
(説明) 保安講習は、過去3年間における危険物関係法令の改正事項や、危険物の火災予防に関する幅広い事項を内容としており、自主検査が認められた事業所等での教育訓練のみで十分であるとは必ずしも言えない。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	使用停止命令の解除			
意見・要望等の内容	製造所等の使用停止命令が発せられた後、使用再開するための必要な要件について官民合同で検討したい。			
関係法令	高圧ガス保安法、消防法	共管	経済産業省	
制度の概要	市町村長等は、公共の安全の維持等のため緊急の必要があると認めるときには、製造所等の使用の停止等を命ずることができる。(消防法第12条の3)			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画(改定)】 - 12 - 才 消防法関係 製造所等の緊急使用停止命令後の使用再開の在り方について検討する。			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期:)				
(説明) 消防庁では平成14年度において、危険物に係る消防法例違反に対する、消防機関の的確な違反処理のあり方について、委員会を設け、検討を開始する予定である。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	引火性液体危険物の定義の見直し			
意見・要望等の内容	<p>引火点の上限設定についてはこの度の法改正により250度以上の引火性液体危険物は非危険物とされたが、さらなる国際基準との整合化を図るべきである。</p> <p>世界各国(英,仏,独,蘭,米)の国レベルの法律では100度近辺を上限にそれ以上の引火点を有する物質に対する規制はしていない。これらの高引火点の物質は危険物とは見なされておらず管理は事業者の自己責任に任されている。</p> <p>危険物施設の火災事故と一般火災事故の発生件数を比較し、また地震対策等の安全対策推進状況を勘案しつつ、国際整合化を図ってほしい。</p>			
関係法令	消防法	共管	なし	
制度の概要	消防法では、一定の物品を引火性液体の性状を有するものを危険物としている。			
計画等における記載の状況	<p>- 12 - 才 消防法関係</p> <p>a 消防法における引火性液体の規定について、引火点が250度程度を超える引火性液体については、危険物から除外する。</p> <p>b 引火点が100度程度から250度程度の引火性液体の危険物の貯蔵・取扱施設の技術基準の合理化を図る。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	(措置済 措置予定	(措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:平成14年6月1日)			
(説明)	<p>引火点100度以上の引火性液体の性状を有する危険物については、貯蔵・取扱施設の技術基準の緩和が図られた(危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成13年10月11日総務省令第136号))。</p> <p>250度の上限を設定する際に行った、火災事故の発生状況分析や火災危険性の評価試験結果を勘案すると、保安上の観点から、100度近辺を引火点の上限とすることは困難である。</p>			
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	高圧ガスと危険物の混載禁止規定の緩和(毒性高圧ガス)			
意見・要望等の内容	<p>高圧ガス保安法に定める「高圧ガス」と消防法に定める危険物は、一部を除き、混載を認められていない。</p> <p>一方、毒性ガスにあっては除害薬剤の携行が義務付けられている。ある種の毒性高圧ガスでは有効除害薬剤が危険物に指定されているため、これらの規定を満足させることが困難な状況となっている。</p> <p>(過マンガン酸カリとAsH₃の例)</p> <p>毒性ガスに関する除害剤の携行義務と、高圧ガス・危険物の混載禁止条項の食い違いを是正し、輸送における緊急事態対応を確実にするため、「高圧ガス」と緊急除害に有効な薬剤としての「危険物」との混載を認めるべきである。</p>			
関係法令	高圧ガス保安法 一般則第50条の5項 液石則第49条の6項 危険物の規制に関する規則第46条第2号	共管	経済産業省	
制度の概要	危険物の規制に関する規則第46条第2号により危険物混載を禁止される物品が規定されている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>高圧ガスであるAsH₃(アルシン)に対して通常使用されている除害剤は、酸化銅やアルミナを使用したものであり、これらは危険物に該当せず、高圧ガスと危険物の混載禁止規定に該当しない。また、過マンガン酸カリウムが除害剤に使用される場合には、危険物に該当しないものを使用しており、同様に高圧ガスと危険物の混載禁止規定に該当しない。</p>				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	高圧ガスと危険物の混載禁止規定の緩和(有機金属類)			
意見・要望等の内容	<p>「危険物の規制に関する規則」の中で、第2類、第3類、第4類、第5類に指定される「危険物」に関し相互の混載が認められている。</p> <p>現行法規の中では、圧縮天然ガス・液化石油ガス・不活性ガスと第4類危険物の混載が認められているが、適用範囲を拡大し、「可燃性高圧ガス」「不活性高圧ガス」と第2類、第3類、第4類、第5類に指定される「危険物」の混載を認めるべきである。</p>			
関係法令	高圧ガス保安法 一般則第50条の5項 液石則第49条の6項 危険物の規制に関する規則第46条第2号	共管	経済産業省	
制度の概要	危険物の規制に関する規則第46条第2号により危険物混載を禁止される物品が規定されている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期:)				
<p>(説明)</p> <p>現行消防法令においては、第1類から第6類の危険物と不活性ガスで高圧ガスに該当するものとの混載は既に認められている(危険物の規制に関する規則第46条)。</p> <p>危険物と可燃性ガスで高圧ガスに該当するものとの混載については、混載による火災危険性から原則として認められていない。また、第2類、第3類、第4類、第5類に該当する危険物に関する相互の混載も、混載による火災危険性から、全てが認められているわけではない。なお、高圧ガスの種類、容器の種類や容量等、火災危険性を勘案し、検討した結果、圧縮天然ガス等と第4類の危険物との混載が可能となった(危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示 第68条の7第2号、第3号(平成11年3月自治省告示第80号))のであり、他のものについて混載が認められているという理由のみで混載を認めることは適切ではない。</p>				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	危険物製造所と高圧ガス設備との保安距離規制の緩和			
意見・要望等の内容	危険物製造所と危険物製造所において取り扱う危険物と反応性のない液体窒素や液体アルゴンの高圧ガス設備又は原料・製品等の供給のため危険物製造所と連続している高圧ガス製造設備との保安距離を大幅に緩和して欲しい。			
関係法令	危険物の規制に関する政令第9条第1項第1号ニ	共管	なし	
制度の概要	危険物の製造所等の一部については、高圧ガス施設のうち一定のものから所定の距離を保つこととされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定)	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(実施(予定)時期:平成13年3月)				
(説明) 危険物製造所等が高圧ガス施設に対してとることとされている保安距離については、危険物製造所等の位置関係等から安全上支障がないと判断できる場合には、特例を適用して緩和することが可能であるとしている(平成13年3月29日危険物保安室長通知)。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	IH調理器の定格消費電力規制の拡大			
意見・要望等の内容	火災予防条例準則における電気を熱源とする設備・器具の位置及び取扱いについて(通知)消防予第281号(平成6年11月)の適用範囲が、電磁誘導加熱式調理器(IH調理器)については定格消費電力4800W以下に限定されているため、IH調理器の機能設計、輸入販売に悪影響を与えないよう、適用範囲を定格消費電力6000Wまで拡大していただきたい。			
関係法令	消防法第九条	共管	なし	
制度の概要	火気設備及び火気器具については、消防法第9条において、その位置、構造及び管理並びに取扱いについて条例で規制を行うこととされており、条例(例)を示している。 条例(例)において、火気設備及び火気器具は、建築物及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離(離隔距離)を保つこととされている。 電気を熱源とする設備・器具の離隔距離については、一般的な4800W以下のものについて、統一基準を示している。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定)	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(実施(予定)時期:平成15年1月1日)				
(説明) 従前は、4800Wを越えるものにあつては、具体の統一的な判断基準を示していなかったが、平成13年7月に行った消防法第9条の改正に伴い、火気設備等の位置、構造及び管理並びに火気器具等の取扱いについて、政令で定める基準に従い、市町村火災予防条例で定めることとした。 この政令で定める基準により、定格消費電力4800Wを超えるものの離隔距離についても具体の統一的な判断基準を示すこととしたところであり、これにより6000Wまでのものについても対応できることとなる。				
担当局課室等名	消防庁予防課			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	調理用電気熱源の設置に関する規制の見直し			
意見・要望等の内容	電気熱源の特徴、海外諸国での状況を鑑み、電気熱源の離隔距離を設定すべきである。可燃性の物品からの離隔距離の規制により、厨房設備に付属する機器(開口部、戸棚等)について制限がかかっているが、火災予防に関し配慮された厨房設備に付属する機器に対しては、製造者又は販売者が規定する施工を認めるべきである。			
関係法令	消防法第九条	共管	なし	
制度の概要	火気設備及び火気器具については、消防法第9条において、その位置、構造及び管理並びに取扱いについて条例で規制を行うこととされており、条例(例)を示しているところである。 条例(例)において、火気設備及び火気器具は、建築物及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離(離隔距離)を保つこととされている。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定)	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(実施(予定)時期:平成15年1月1日)				
(説明) 平成13年7月に行った消防法第9条の改正に伴い、火気設備等の位置、構造及び管理並びに火気器具等の取扱いについて、政令で定める基準に従い、市町村火災予防条例で定めることとしたところである。この政令で定める基準により、電気を熱源とする機器の離隔距離についても、海外のものを含む多様な機器に対応する全国統一の判断基準を設定することとしており、これに従って、条例も定められるものである。 この政令で定める基準に従って定められる条例(火災予防条例)に照らして、安全と判断されるならば、製造者又は販売者による施工も認められるものである。				
担当局課室等名	消防庁予防課			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	燃料電池の消防設備に係る非常電源としての使用			
意見・要望等の内容	燃料電池を利用した発電設備を消防用設備等の非常電源として認めていただきたい。			
関係法令	消防法施行規則第12条第1項第4号	共管	なし	
制度の概要	消防法令においては、一部の消防用設備等には非常電源(非常電源専用受電設備、自家発電設備又は蓄電池設備)の付置が義務づけられており、自家発電設備については消防法施行規則第12条第1項第4号ロ(二)に基づき消防庁長官が定める基準(「自家発電設備の基準」昭和48年2月10日消防庁告示第1号)に適合するものとされているが、燃料電池は認められていない。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画(改定)】 - 12 才 消防法関係 燃料電池の消防用設備等への非常電源への活用の可能性について、燃料電池に係る新技術の開発、社会情勢の変化、使用実績等を踏まえ、その可否も含め検討する。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 新技術の開発、社会情勢の変化、使用実績等を踏まえ、燃料電池の性能、信頼性等について検討し、消防用設備等の非常電源への活用の可能性について検討を進めていくこととする。				
担当局課室等名	消防庁予防課			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油化学工業協会	
項目	危険物輸送(タンクローリー)時の2人乗車規制の撤廃			
意見・要望等の内容	危険物輸送について一定距離を超えると交替要員を義務付けられている。 2名乗車を距離ではなく、運転時間で運用するよう要望する。			
関係法令	高圧ガス保安法、毒劇物法、ILO条約、消防法	共管	経済産業省、厚生労働省	
制度の概要	消防法令では、特定の危険物を移送する場合には、一定の距離ごとに交替するための運転要員を確保することとされている(危険物の規制に関する政令第30条の2)。			
計画等における記載の状況	- 12 - 才 消防法関係 危険性物質輸送時の運転要員の確保方策については、安全性を損なわないことを前提に危険物輸送時における運転要員の確保方策について検討し、結論を得る。			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 規制改革推進3か年計画に基づき、安全性を損なわないことを前提に危険物輸送(タンクローリー)時における運転要員の確保方策について検討を行っているところである。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)関西経済連合会	
項目	危険物貯蔵における容器(中型容器I B C sを含む)の積み重ね高さ規制の緩和			
意見・要望等の内容	危険物を屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所で貯蔵する場合は、貯蔵する危険物の類・品名により容器の積み重ね高さが規制されているが、貯蔵所における危険物の数量は、高さや面積で制限するのではなく、消火設備の能力、建物の構造、耐震対策等とJ I S規格等に基づくドラム缶、I B C sの容器やパレットの積み重ね強度等を勘案して規制されるべきである。			
関係法令	消防法	共管	なし	
制度の概要	屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所で危険物を貯蔵する場合は、一定の高さを超えて容器を積み重ねないこと(危険物の規制に関する政令第26条)とされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定)	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(実施(予定)時期:平成14年4月1日)				
(説明) 危険物貯蔵における容器については、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成14年1月25日総務省令第4号)により、屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において、機械で荷役する構造を有する容器のみを積み重ねて貯蔵する場合の積み重ね高さに関する制限を緩和した。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)関西経済連合会 駐日欧州委員会	
項目	タンクコンテナの運用開始手続きの緩和措置の徹底			
意見・要望等の内容	タンクコンテナの設置許可及び変更許可に係る検査については緩和措置が講じられたが、一部の消防機関においては従前の方法によっているため、緩和内容の徹底を図って欲しい。			
関係法令	消防法第11条 危険物の規制に関する政令第15条	共管	なし	
制度の概要	危険物施設として許可を受けた移動タンク貯蔵所に前回許可時とは異なるタンクコンテナを積載する際、当該タンクコンテナが国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程(IMDGコード)に適合するものであり、かつ、車両及び当該タンクコンテナの緊結装置に適合性がある場合には、当該タンクコンテナの追加に関する申請手続の簡素化・迅速化を図っている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定)	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(実施(予定)時期:平成13年3月)				
(説明) 要望と同内容の通知を各都道府県にしている(平成13年3月29日危険物保安室長通知)。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)日本化学工業協会	
項目	引火性液体の等級分類の緩和			
意見・要望等の内容	国際整合化、国連等級との整合化を図るために、危険物第4類第2石油類～第3石油類の引火点上限を引き上げ、第4石油類の引火点上限を設定されたい。			
関係法令	消防法	共管	なし	
制度の概要	消防法の一部を改正する法律(平成13年法律第98号)により、第4類の危険物のうち第4石油類の引火点の範囲の上限は250度未満とされた(平成14年6月1日施行)。第4類の危険物のうち第2石油類の引火点の上限は70度、第3石油類の引火点の上限は200度である。			
計画等における記載の状況	- 12 - 才 消防法関係 a 消防法における引火性液体の規定について、引火点が250度程度を越える引火性液体については、危険物から除外する。			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期:平成14年6月1日)				
(説明) 第4類の危険物のうち第4石油類の引火点の範囲の上限は250度未満とされている(平成14年6月1日施行)。第2石油類及び第3石油類の引火点の上限を引き上げることは困難である。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)日本化学工業協会	
項目	危険物製造所の緩和及び危険物製造所と危険物一般取扱所との保安距離規制の緩和			
意見・要望等の内容	危険物製造所が取扱所を兼ねることができるようにしてほしい。 また、危険物製造所と危険物一般取扱所(充填設備)においては、同一危険物を取り扱っており、これを区別してその間に保有空地(5m)を設ける合理性は無い。 危険物製造所と危険物一般取扱所(充填設備)を連続した建家内に設置許可されたい。			
関係法令	消防法	共管	なし	
制度の概要	消防法令では、危険物の取扱形態により、危険物施設を製造所、取扱所及び貯蔵所に区分している。また、危険物を取り扱う建築物等の周囲には空地を保有することとされている(危険物の規制に関する政令第3条、第9条第1項第2号)。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 製造所に充てん設備を設置し、製造所において容器等に危険物を充てんすることは可能である。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)日本化学工業協会	
項目	危険物諸設備の保安検査の緩和、自主保安認定の拡大			
意見・要望等の内容	保安検査期間の延長 検査保安設備の拡大 自主保安体制(認定制度)の採用			
関係法令	消防法	共管	なし	
制度の概要	政令で定める屋外タンク貯蔵所は、保安検査を一定の期間ごとに受けることとされている(消防法の第14条の3)。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画(改定)】 ア 共通事項 保安四法関係 a 特定屋外タンク貯蔵所の定期保安検査及び定期点検(内部点検)の検査周期の設定に、余寿命予測に基づく手法の導入が可能なものについては、安全性を損なわないことを前提に具体的な基準の検討を行い、所要の措置を講ずる。			
対応の状況	措置済・措置予定 (措置済 措置予定)	検討中 (措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(実施(予定)時期:平成11年3月)				
(説明) 保安検査期間の延長 特定屋外タンク貯蔵所の定期保安検査及び定期点検(内部点検)の検査周期の設定に、余寿命予測に基づく手法の導入が可能なものについては、安全性を損なわないことを前提に具体的な基準の検討を行い、安全が確認された場合は、検査周期の延長も含めて、早期に必要な措置を講ずる。 検査保安設備の拡大 「検査保安設備」の意味が不明である。 自主保安体制(認定制度)の採用 要望内容の細部が不明確であるが、市町村長等が工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認められる事業所について、特定の変更工事に係る完成検査又は完成検査前検査について、当該市町村長等が当該事務所の自主検査結果を活用して、完成検査又は完成検査前検査を実施することができるとしている(平成11年危険物規制課長通知)。 近年の危険物施設に係る事故件数の増加傾向を踏まえると、様々な段階でのよりきめ細やかな安全のチェックが不可欠である。市町村長等が実施する完成検査前検査や完成検査の際に自主検査結果を活用することができるとしているものは保安上の観点から特定の変更工事に限られていることから、対象工事の拡大は困難であり、自主保安体制(認定制度)の採用は難しい。				
担当局課室等名	消防庁危険物保安室			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	個人
項目	必置資格等制度についての見直しについて（危険物取扱者）		
意見・要望等の内容	乙種危険物取扱者免状の、全ての類の免状を有する者については、甲種危険物取扱者試験を受験する際に「危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法」を免除すべき。		
関係法令	消防法	共管	なし
制度の概要	他の危険物取扱者免状を有していることによる試験の免除については、複数の乙種危険物取扱者試験の間にのみ認められている（「基礎的な物理学及び基礎的な科学」及び「危険物に関する法令」）（危険物の規制に関する規則第55条）。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>試験の程度が異なることから、乙種危険物取扱者免状をもって甲種危険物取扱者試験の試験科目を免除することは困難である。</p>			
担当局課室等名	消防庁危険物保安室		

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	個人
項目	防火管理者講習の合理化		
意見・要望等の内容	乙種防火管理講習は開催数が少なく、講習を受けても防火管理者となれる建物が少ないので、既取得者のために制度自体は残すものの、新規の講習は不要ではないか。 また、大都市においては甲種防火管理講習を年1回以上、土日に開催するとともに、受講者が多い場合は臨時講習会を実施して欲しい。		
関係法令	消防法第8条第1項・同法施行令第3条・同施行規則第2条～第2条の3	共管	なし
制度の概要	消防法第8条において、一定以上の人員を収容する防火対象物の管理権原者に対し、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行わせるべきことが定められている。 同法施行令において、消防長等が行う甲種防火管理講習（12時間）又は乙種防火管理講習（6時間）の過程を修了したものが、防火管理者となる資格を有することが定められている。 防火対象物の延べ面積が500㎡（不特定多数の者が出入りするものについては300㎡）未満の場合、乙種防火管理講習を修了した者を防火管理者として選任できる。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	
	（実施（予定）時期： ）		
（説明） 乙種防火管理講習修了者を防火管理者に選任できる防火対象物（「乙種防火対象物」）は多数存在しているとともに、毎年新規の資格者が必要とされているところであるため、引き続き乙種防火管理講習の実施は必要である。（平成13年3月31日現在の乙種防火対象物169,011件、平成12年度乙種防火管理講習修了者4,527人） 防火管理者講習については、地域の実状に応じて、消防長が開催しているところであり、多くの大都市においては、現在も年1回以上の土日の防火管理者講習が行われているところである。また、臨時の講習についても受講希望者の状況に応じて開催されているところである。			
担当局課室等名	消防庁予防課		

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	チェーンストア協会	
項目	火災予防条例の統一化（火災予防条例等による自衛消防隊員義務講習）			
意見・要望等の内容	市町村ごとに条例がさまざまであることにより混乱が生じるとともに、現場の実態にそぐわない（合わない）ものもあるため、統一できるものは統一すべきである。 また、講習内容が実際にそぐわないものもあり、講習費用負担も多額である。			
関係法令	（例）福岡市火災予防条例第42条の3 東京都火災予防条例第55条の5	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛消防隊員講習を1事業所 名以上受講することと義務付けている。 ・ 東京都では「自衛消防隊の構成員は自衛消防技術認定証を有する者でなければならない」と定めている。 ・ 東京都の自衛消防技術認定は大型店（5,000平方メートル以上）で1店舗6名以上の配置を義務づけている。（1人、1回当たり7,000円以上） 			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 （措置済 措置予定 （実施（予定）時期： ）	検討中 （措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
（説明） 各地方公共団体がその地域の特性等から独自に条例を定める権利を有しているものであり、特段の理由がないかぎり、国が統一する必要のないものと考えている。				
担当局課室等名	消防庁予防課			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	自動車工業会
項目	工場についての操作盤設置規定の適用除外		
意見・要望等の内容	消防用設備等の操作盤を工場については免除してほしい。		
関係法令 制度の概要	消防法施行規則第12条第1項第8号	共管	なし
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>操作盤は、大規模な防火対象物に対して、防火対象物全体における消防用設備等の管理、火災の発生、火災の拡大等の状況の把握及び迅速な初期対応に必要なものとして義務付けているものであり、工場であることを理由に免除することは適当でない。</p> <p>また、操作盤の設置によって日々の管理意識が薄くなることは考えにくい。</p>			
担当局課室等名	消防庁予防課		

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	消防用機械器具等における性能規定の導入			
意見・要望等の内容	消防用機械器具等について性能規定を導入し、定められた性能を満たせば技術基準に適合するものとすべきである。			
関係法令 制度の概要	消防法第21条の2	共管	なし	
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:平成 年 月 日)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 消防用機械器具等の内容が不明であるため回答困難。				
担当局課室等名	消防庁予防課			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	チェーンストア協会
項目	消防計画の様式の統一化		
意見・要望等の内容	消防計画の届出において、届出書の様式は確定しているが、添付の消防計画に関する統一された様式がなく、市町村によって様式がちまちまなので、統一して欲しい。（統一できれば本社からの指示等が統一的にできる等のため）		
関係法令	消防法第8条第1項・同法施行令第4条第3項・同施行規則第3条	共管	なし
制度の概要	<p>消防法第8条において、一定以上の人員を収容する防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者を選任し消防計画を作成させる等防火管理上必要な業務を行わせるべきことが定められている。また、その防火管理者に対し、消防計画を消防機関に届け出るべきことが定められている。</p> <p>この消防計画に記載すべき事項として、消防用設備等の点検、火災発生時の消火・通報・避難に関する事等が同施行規則第3条において定められている。</p>		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成 年 月 日)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>消防計画については、個々の防火対象物の規模・用途等によって、その具体的な内容が大幅に異なるため、法令によって様式を定めず、記載すべき事項のみを定めている。</p> <p>消防計画を作成する防火管理者の利便のため、消防計画の例を示している消防本部もあるが、それらは作成者が個々の防火対象物に合わせて独自の様式で作成することを妨げるものではなく、法令に定められた事項が適正に記載されていれば消防計画として認められるものである。</p>			
担当局課室等名	消防庁予防課		

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	個人
項目	既存ガソリンスタンドのセルフ化に係る規制緩和		
意見・要望等の内容	通常の給油取扱所を顧客に自ら自動車等に給油させる給油取扱所（セルフスタンド）に変更改造できるように規制緩和してほしい。		
関係法令	消防法	共管	なし
制度の概要	消防法令では、顧客に自ら自動車等に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる給油取扱所について、危険物に関する保安の確保のために、一定の技術上の基準を定めている（危険物の規制に関する政令第17条第5項）。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕 (実施(予定)時期：)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	措置困難 その他
(説明) 法令で定める技術上の基準を満たす形で改修することは可能である。			
担当局課室等名	消防庁危険物保安室		

分野	その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	郵便事業への民間参入の速やかな実現			
意見・要望等の内容	<p>政府は、透明性を確保しつつ郵便事業への民間事業者の参入に関する具体的な条件の検討を進め、これを実現するべきである。</p> <p>その際には、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」との原則の下、民間の需要の高い分野を中心に、極力、自由化の範囲を拡大すべきである。</p>			
関係法令	郵便法第5条 中央省庁等改革基本法第33条第3項	共管	なし	
制度の概要	<p>郵便法により、民間事業者等による信書の送達は禁止されている。</p> <p>中央省庁等改革基本法において、「政府は、郵便事業への民間事業者の参入について、その具体的な条件の検討に入るものとする」とされている。また、行政改革大綱(H12.12.1閣議決定)においても「郵政公社化に併せて実現」と記載されている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>「郵便事業への民間事業者の参入」については、中央省庁等改革基本法において、「政府は、郵便事業への民間事業者の参入について、その具体的な条件の検討に入るものとする」とされており、また、行政改革大綱(H12.12.1閣議決定)においても「郵政公社化に併せて実現」と記載されているところである。</p> <p>郵便事業への民間事業者の参入については、総務大臣の下に開催された「郵政事業の公社化に関する研究会」(座長:南直哉東京電力取締役社長)において、昨年8月から広く国民の意見を伺いつつ、検討を重ねてきたところである。昨年12月にとりまとめられた同研究会中間報告書において、競争の効果を重視する観点からは、ユニバーサルサービス確保のために一定の条件を課した上で、当初から全分野への参入を可能とする条件付全分野への参入の選択肢の採用が考えられること、また、民間事業者の創意工夫を凝らした多様なサービスの出現を促すという観点から、基本的なサービスとは異なる高い付加価値を有するサービスを行う事業者については、ユニバーサルサービスへの影響を勘案した上で、個別に参入を認める措置が必要との方向性が示されている。</p> <p>中間報告書の趣旨を踏まえながら、郵便事業への民間事業者の参入の制度化について検討を進めているところ。</p>				
担当局課室等名	郵政企画管理局 郵便企画課			

分野	その他（共通的事項）	意見・要望提出者	米国
項目	パブリック・コメント手続に関するセントラル・レジストリの設立		
意見・要望等の内容	パブリック・コメント手続の適用対象の如何にかかわらず、官報等にすべての意見募集案件をリストとして掲載する（中央総合登録システム）を設立する。このセントラル・レジストリは、現在、政府機関によって採用されている意見募集の公告媒体に加えるものであり、審議会、研究会、勉強会及びその他の検討会による意見募集案件も掲載する。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	規制の設定又は改廃に当たり、行政機関が政省令等の案を公表し、この案に対して国民等から提出された意見・情報を考慮して、意思決定を行う手続		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成12年度以降)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>1 総務省では、手続実施案件の一覧性を確保するため、ホームページにおいて各府省におけるパブリック・コメント実施状況へのリンクページを作成しているところであり、御提案の趣旨は踏まえられているものと理解している。</p> <p>2 なお、平成12年度分のフォローアップ調査結果を踏まえ、当省としては、上記措置による一覧性確保をより実効性あるものとするため、案件周知の場面におけるホームページの活用について徹底するよう、各府省に要請している。</p>			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他（共通的事項）	意見・要望提出者	米国、EU
項目	パブリック・コメント手続の意見募集期間の延長		
意見・要望等の内容	<p>緊急を要する案件は意見募集期間を14日間とし、それ以外の案件は意見募集期間を30日間と義務付け、また、可能な限り60日間の募集期間を設定するよう奨励する。（米国）</p> <p>意見を表明する期間が十分に確保されるように（少なくとも6週間）徹底を図ること。（EU）</p>		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	規制の設定又は改廃に当たり、行政機関が政省令等の案を公表し、この案に対して国民等から提出された意見・情報を考慮して、意思決定を行う手続		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） 1 現行の「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（閣議決定）では、意見募集期間について、「1か月程度を一つの目安」としているところ。 2 一口に規制の新設改廃といっても、その内容は千差万別であり、これらについて、一定の意見募集期間を義務付けることは、行政機関における迅速な意思決定を行う必要がある場合にその障害になりかねず、目安として示すことが適当と考える。			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他（共通的事項）	意見・要望提出者	米国
項目	パブリック・コメント手続以外の非公式な相談の禁止		
意見・要望等の内容	規制草案がパブリック・コメントにかけられる前に、政府機関が民間関係者と（審議会のプロセスの外で）その草案の問題点について非公式に相談することを禁止し、さもなければ、選択肢として、上記のようなコンタクトに関するすべての情報を政府機関が公開することを義務付ける。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	規制の設定又は改廃に当たり、行政機関が政省令等の案を公表し、この案に対して国民等から提出された意見・情報を考慮して、意思決定を行う手続		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） 行政機関が規制の設定又は改廃に係る原案の企画立案に当たり民間関係者と相談することは、各機関において日常的に行われ得ることであり、これを全面的に禁止したり、これらの情報を逐一公開したりすることは、現実的でないものとする。			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他（共通事項）	意見・要望提出者	米国
項目	パブリック・コメント手続の適用の有無に関する苦情の検証		
意見・要望等の内容	特定の案件に対するパブリック・コメント手続の適用の有無に関する苦情を検証し、必要に応じて、政府機関に対し改善措置を講じることを指示できる権限を裁判所あるいは独立監察機関に与える。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	規制の設定又は改廃に当たり、行政機関が政省令等の案を公表し、この案に対して国民等から提出された意見・情報を考慮して、意思決定を行う手続		
計画等における記載の状況			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施時期：平成12年度以降）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 特定の案件の問題については、その案件の処理を担う行政機関が対応すべきことであると考え。			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他（共通事項）	意見・要望提出者	米国
項目	特殊法人等による規制措置に係るパブリック・コメント手続の適用		
意見・要望等の内容	特殊法人、認可法人・公益法人が規制措置を採用する際にも、パブリック・コメント手続の適用（規制の設定又は改廃に係る意見提出手続第1項注釈7）が義務付けられるようパブリック・コメント手続の適用対象範囲を拡大する。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	規制の設定又は改廃に当たり、行政機関が政省令等の案を公表し、この案に対して国民等から提出された意見・情報を考慮して、意思決定を行う手続		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施時期：平成12年度以降）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 特殊法人等が処分権者となる規制の設定又は改廃に当たっては、当該規制の根拠となる政省令を所管する行政機関によりパブリック・コメント手続が実施されていると理解している。 また、特殊法人等が法令により付与された処分権限に係る審査基準等を定める場合についても、本手続に準じた手続を経よう、その規制の根拠となる法令を所管する行政機関が指導することとされており、これに従って各府省において適切に行われているものと理解している。			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他（共通的事項）	意見・要望提出者	E U
項目	パブリック・コメント手続の実施状況の監視		
意見・要望等の内容	各省庁によるパブリック・コメントの活用を徹底し、監視すること。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	規制の設定又は改廃に当たり、行政機関が政省令等の案を公表し、この案に対して国民等から提出された意見・情報を考慮して、意思決定を行う手続		
計画等における記載の状況	<p>規制の設定又は改廃に係る意思決定過程の透明性の向上と公正の確保等を図る観点から、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成 11 年（1999 年）3 月 23 日閣議決定）に基づき、引き続き、規制の設定又は改廃に係る政省令等の策定過程において、広く国民・事業者以案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うこととする。</p> <p>また、同手続に従い適切に規制の設定又は改廃が行われるよう、総務省は、その実施状況をフォローアップし、公表する。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施時期：平成 12 年度以降）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） <p>総務省は、規制改革推進 3 か年計画等に基づき、各省庁における「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成 11 年 3 月 23 日閣議決定）の実施状況を調査し、その結果を取りまとめてきており、平成 11 年度実施分を昨年 7 月に、平成 12 年度実施分を本年 7 月にそれぞれ公表したところである。</p> <p>当省としては、今後とも、引き続き、各省庁における手続の実施状況を適切にフォローアップしてまいりたい。</p>			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他（共通的事項）	意見・要望提出者	米国
項目	パブリック・コメント手続に関する研究会の設置		
意見・要望等の内容	パブリック・コメント手続の有効性を検討し適切な提言を行う、日本及び外国の民間部門の代表を含む研究会を設置する。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	規制の設定又は改廃に当たり、行政機関が政省令等の案を公表し、この案に対して国民等から提出された意見・情報を考慮して、意思決定を行う手続		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 当省としては、パブリック・コメント手続を取りまとめた立場として、民間部門からの有益な意見については、これを参考にしていきたいと考えている。なお、当面、研究会を開催することは考えていない。			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他（共通事項）	意見・要望提出者	米国
項目	事業者団体等へのパブリック・コメント手続の義務付け		
意見・要望等の内容	すべての事業者団体及び法律に基づき設立されたその他の自主規制機関に対し、パブリック・コメント手続の導入を義務付ける。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	規制の設定又は改廃に当たり、行政機関が政省令等の案を公表し、この案に対して国民等から提出された意見・情報を考慮して、意思決定を行う手続		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>業界団体等の行為は、法的に拘束力を有するものではないことから、政府として、これらに対してパブリック・コメントの実施を義務付けることは適当でないものとする。なお、自主規制機関の行為のうち規制に該当するものについては、当該規制の根拠となる政省令を所管する行政機関によりパブリック・コメント手続が実施されることになる。</p>			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他（共通的事項）	意見・要望提出者	米国
項目	行政指導の使用の削減		
意見・要望等の内容	行政指導の使用を削減する。		
関係法令	行政手続法	共管	なし
制度の概要	行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないもの（行政手続法第2条第6号）		
計画等における記載の状況	行政手続法（平成5年法律第88号）を遵守し、許認可等の行政処分及び行政指導の透明性・明確性を確保する。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
<p>（説明）</p> <p>我が国としては、行政指導を行う際の適正なルールを定めて、行政指導に一定の枠をはめることが望ましいとの観点から、行政手続法第4章の諸規定を設けているところである。実際の行政指導がこれらのルールに従って適正に行われる限りにおいては、当該行政指導が行われること自体を否定しておらず、行政指導の使用を削減するという考え方は受け入れられない。</p>			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他（共通的事項）	意見・要望提出者	米国
項目	行政指導の書面交付義務		
意見・要望等の内容	狭義に定義された例外を除き、すべての行政指導の書面による交付を義務付ける。		
関係法令	行政手続法	共管	なし
制度の概要	行政手続法第35条は、第1項において、「行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない」旨規定した上で、更に、同条第2項において、行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方からこれら事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない旨定めているところ。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>1 行政手続法第35条第2項で書面交付義務を相手方の求めがあったときに課すこととしたのは、行政指導が広範多岐にわたり行われ得る中で、書面交付がされなくても十分明確に行われるものや、相手方としてもわざわざ文書にされなくても十分と考えうるものもあり、行政運営の効率化とのバランスを考慮した結果である。</p> <p>2 すべての行政指導について書面交付義務を課すことは、行政に過度の負担を負わせることになりかねず、不適切であると考えます。</p>			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他（共通事項）	意見・要望提出者	E U
項目	パブリック・コメント手続における意見の反映		
意見・要望等の内容	省庁及び必要に応じて審議会に対しても、コメントの内容が規制案及び報告書案に適切な形で反映されるよう十分な時間を確保するよう徹底すること。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	規制の設定又は改廃に当たり、行政機関が政省令等の案を公表し、この案に対して国民等から提出された意見・情報を考慮して、意思決定を行う手続		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成12年度以降)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 意見募集期間終了時から最終的な意思決定までの期間については、十分な時間的余裕が確保されることが望ましいものと認識しているが、具体的にどの程度の期間を確保すべきかについては、案件の内容等により異なってくるものと考えられ、各府省において個別の事案に応じ適切に対応すべきものとする。			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他（共通的事項）	意見・要望提出者	E U
項目	パブリック・コメントの公表		
意見・要望等の内容	パブリック・コメントはすべて公表すること。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	規制の設定又は改廃に当たり、行政機関が政省令等の案を公表し、この案に対して国民等から提出された意見・情報を考慮して、意思決定を行う手続		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施時期：平成12年度以降）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） <p>「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」では、原則公表することとしているところであるが、提出された意見・情報及びこれに対する行政機関の考え方は適宜整理して公表しても差し支えないこととしている。ただし、この場合にあっても、提出された意見・情報については、行政機関が当該意見・情報を公にすることにより個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断したものを除き、文書閲覧窓口における閲覧等の方法により、一定期間公にしておくこととしている。</p> <p>このため、基本的に御提案に係る措置は、各府省において適切に講じられているものとする。</p>			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他（共通事項）	意見・要望提出者	E U
項目	ノーアクション・レター手続の実施状況の監視		
意見・要望等の内容	ノーアクション・レター制度に関して、要請の受け入れ体制、適用範囲などに関して、一貫した基準が用いられるよう同制度の実施状況を国が監視すること。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	民間企業等の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成14年度)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成13年3月27日閣議決定)においては、「本手続が適切に実施されるよう、総務省は、各府省における実施状況をフォローアップし、公表する。」こととされているところであり、当省としては、各府省における手続の具体的導入状況を踏まえつつ、適時適切にフォローアップを実施することとしている。			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他（共通事項）	意見・要望提出者	E U
項目	ノーアクション・レターへの法的拘束力の付与		
意見・要望等の内容	「ノーアクション・レター」に、それを発行した機関に対する法的拘束力を持たせるようにすること。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	民間企業等の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>回答書は、あくまでも照会者から提示された事実のみを前提に、回答時点における見解を示すものであり、回答後の法令改正や事情変更に伴い合理的な理由があるときは、行政機関が回答内容と異なる新たな判断を示すことも想定され得ることから、回答書に法的拘束力を付与することは適切でないと考えます。</p> <p>なお、ノーアクション・レターの代表例とされる米国SECのノーアクション・レターについても、法的拘束力を有しないものであると承知している。</p>			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他（共通事項）	意見・要望提出者	E U
項目	ノーアクション・レターの公表		
意見・要望等の内容	発行機関に対し、必要な場合は、名前を伏せた形での、「ノーアクション・レター」の公表を義務付け、将来的には信頼性のある前例集が作成できるようにすること。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	民間企業等の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続		
計画等における記載の状況	民間企業等の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続を一定分野において導入することとし、具体的には、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について（平成 13 年（2001 年）3 月 27 日閣議決定）に基づき、平成 13 年度（2001 年度）から着実に実施する。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施時期：平成 13 年度以降）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 閣議決定においては、「照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として、これをそのまま公表することとされており、回答公表は、回答機関の明確な義務となっている。このため、これらの回答は将来前例集としての活用が可能となるものである。			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他（共通事項）	意見・要望提出者	E U
項目	ノーアクション・レターに係る異議申立て		
意見・要望等の内容	企業が「ノーアクション・レター」の内容が自らの事例に係る事実を適切に反映していないと判断した際、異議を申し立てることができるよう明確なガイドラインを策定すること。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	民間企業等の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>閣議決定に基づき各府省の行う回答は、いわゆる講学上の非権力的事実行為（情報提供）に当たると解されることから、回答自体の適否は、現行の行政不服審査法に基づく不服申立ての対象とはならず、また、行政事件訴訟法に基づく（抗告）訴訟の対象ともならない。</p> <p>なお、我が国の法制では、異議申立てをガイドラインで行うことは困難。</p>			
担当局課室等名	行政管理局企画調整課行政手続室		

分野	その他	意見・要望提出者	米国
項目	透明性及びその他の政府慣行（郵便金融機関）		
意見・要望等の内容	<p>-A <u>透明性</u> 総務省が2003年に郵政三事業を郵政事業庁から郵政公社へ移行させる準備の一環として「郵政事業の公社化に関する研究会」に民間の外資系企業の2名の代表者を含む等、透明性の向上に向けて取っている措置を歓迎する。しかし、移行プロセスや移行に伴う民間部門への影響については依然として不明確である。この状況の改善措置として、米国政府は総務省に対し、郵政公社移行におけるあらゆる面において、関連分野の民間からのインプットを取り入れ、民間への情報提供を十分に行うことを要請する。これには国内外の保険業界や民間金融サービス業者に、情報を提供し、コメントの機会を与え、また以下の事項には総務省の郵政職員と意見交換のできる意味ある機会を持つことも含まれる。</p> <p>-A-1 国会上程前の総務省の行政案や法案</p> <p>-A-2 実施段階前のガイドライン案や他の規制措置に関して、パブリックコメント手続の最大限の活用。</p>		
関係法令	中央省庁等改革基本法	共管	なし
制度の概要	中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）において、郵政事業庁は平成15年中に国営の新たな公社（郵政公社）に移行すること、郵政公社はその移行の時に、法律により直接に設置されるものとする等規定。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
<p>（説明）</p> <p>郵政公社制度の在り方は、企業・国民の活動に対する公的規制の問題ではないため、「規制改革に関する意見・要望」に該当するものではないが、本件に係る状況は以下のとおりであり、透明性は十分確保されている。</p> <p>1 平成13年8月から、民間の外資系企業の2名の代表者を委員に含む「郵政事業の公社化に関する研究会」（総務大臣の研究会）を開催し、同研究会において、公募によるヒアリング、公聴会、中間報告骨子案に対するパブリックコメントの実施等により広く関係者の意見を伺いつつ、郵政公社制度の在り方について透明性を確保しつつ検討を進め、同年12月に中間報告をとりまとめた。</p> <p>2 現在、上記中間報告を踏まえて法案化作業中であり、今国会に法案を提出することとしている。</p>			
担当局課室等名	郵政公社統括官		

分野	その他	意見・要望提出者	(社)日本フランチャイズチェーン協会	
項目	法人都道府県民税及び法人市町村民税の均等割の抜本的見直し			
意見・要望等の内容	フランチャイズチェーン各社の店舗は全国の都道府県・市町村にチェーン展開しています。一店舗単位の規模、売上が小規模であるにもかかわらず、資本金、従業員数に応じて課税されるため、大規模事業所と小規模事業所間に不均衡が生じているので、従業員の人数基準の引き上げ、事務所の規模に合わせた課税基準へ変更するなど、課税基準の公平性を確保するように見直しを要望いたします。			
関係法令	地方税法第52条・第312条	共管	なし	
制度の概要	課税団体 都道府県及び市町村 納税義務者 都道府県及び市町村に事務所又は事業所を有する法人等 標準税率 都道府県：資本等の金額に応じ、2万円～80万円（5段階） 市町村：資本等の金額及び従業者数に応じ、5万円～300万円（9段階）			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<p>法人住民税均等割は、地方団体の構成員である法人に対して所得の多寡にかかわらず、地域社会の費用を広く負担していただくという性格のものであり、その受益と負担という観点や納税事務の簡便さという観点等から措置は困難である。</p> <p>なお、ご指摘のような小規模事務所の従業者数は、その物理的なスペースからも大人数になることは希有であり、その規模を適切に反映したものとなっていると考えている。</p>				
担当局課室等名	自治税務局都道府県税課			

分野	その他	意見・要望提出者	(社)日本フランチャイズチェーン協会	
項目	納税事務手続の簡素化			
意見・要望等の内容	納税事務負担軽減を目的とした様式の統一・申告納税先の統一・集約化など			
関係法令	地方税法	共管	なし	
制度の概要	・納税義務者は、地方税法に基づき、居住、住居または事務所、事業所、寮等が所在する市町村長にそれぞれ総務省令で定められた申告書・納付書を提出しなければならない。			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
<p>申告書、納付書の様式については、法人住民税、法人事業税、固定資産税の償却資産等、納付手続の簡素化の見地から鋭意、様式の統一を図ってきているところである。</p> <p>また法人地方税の納税手続については、事務所等の所在する都道府県や市町村において申告納税義務が発生するものであり、申告納税先の統一・集約化は措置できないが、公金収納のためのネットワーク整備が進むことを前提に、それへの地方公共団体の参加により、収納手続の電子化の一環として自宅に居ながらにして地方税の納税が可能となるところである。</p>				
担当局課室等名	自治税務局企画課			

分野	その他	意見・要望提出者	個人2名
項目	NHKの組織形態、NHKの子会社等の整理統合		
意見・要望等の内容	NHKは、地上放送、衛星放送、AM・FMラジオ、短波放送と多数の放送を行い、肥大化しているため、電波の種類ごとの分割化、さらには民営化を検討すべき。また、NHK関連企業の整理統合を検討すべき。		
関係法令	放送法（第9条）	共管	なし
制度の概要	NHKの業務については、放送法第9条第1項～第3項において規定。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>我が国の放送は、国民からの受信料を財源とし、放送の全国普及、豊かで良い番組の放送、放送の進歩発達等を目的とする公共放送と、広告料収入等を財源とする民間放送との二元体制の下、互いに切磋琢磨しつつ発展。</p> <p>NHKが公共放送としての目的を達成し、我が国の放送の健全な発展を図る観点から、現在の組織形態、保有メディアが必要と考えている（「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月閣議決定）においても、組織形態は現行どおりとされている）。</p> <p>なお、NHK関連企業の整理統合については、放送法上の規制とは直接関係はないが、NHKにおいて検討を行っている。</p>			
担当局課室等名	情報通信政策局 放送政策課		